

新潟県スポーツ合宿促進事業補助金 Q & A

1 対象となる合宿、要件について

Q1-1 補助対象のスポーツ団体とはどのような団体か。

A1-1

スポーツの実施や大会、競技会への参加を目的として活動している団体となります。

例として、学校部活動、大学のサークル、地域のスポーツクラブ、愛好者同士で結成したチームなどです。

また、スポーツ活動を目的とした団体であれば、プロ・アマを問いません。

なお、eスポーツは対象外となります。

Q1-2 補助対象となる合宿の実施期間はいつからいつまでか。

A1-2

補助対象となるのは、令和4年5月17日（火）から令和5年2月12日（日）までの間に実施される合宿です。（合宿の開始日及び終了日がこの期間に含まれていることが必要です。）

Q1-3 補助対象とならない「交流人口の拡大につながらないと認められる合宿」とはどのようなものか。

A1-3

合宿参加者の多くが、その居住地の市町村内で合宿に参加する場合など、市町村を越える移動が発生しない合宿のことを指します。

Q1-4 合宿地の市町村等で実施している補助金、助成金等を利用する場合、この補助金の対象となるか。

A1-4

この補助金は、市町村など他の団体による補助金や助成金を利用する場合であっても対象となります。

ただし、他の補助金や助成金の利用により、団体（合宿参加者）が実際に負担する金額がこの補助金の交付決定額よりも少なくなった場合は、実際に負担する金額がこの補助金の支払額となります。

なお、他の団体が実施している補助金や助成金の本補助金と重複して利用可能かどうかについては、その補助金や助成金の制度を実施している団体に確認してください。

Q 1 - 5 スポーツ施設を使用しないスポーツ合宿は、この補助金の対象となるか。

A 1 - 5

マラソン、駅伝、自転車競技のロードレース、オープンウォータースイミングなど、スポーツ施設の利用を前提としないスポーツ競技の合宿は、スポーツ施設を利用しない場合であっても対象となります。

Q 1 - 6 合宿参加人数が多いため、複数の宿泊施設に分散して宿泊する場合、また、合宿期間中に宿泊施設が変わる場合は対象となるか。

A 1 - 6

同一団体が行う一回の合宿の期間中であれば、分散した宿泊であっても宿泊人数、宿泊日数を合算することができます。

また、同じく一回の合宿期間中であれば、宿泊施設が変わっても宿泊人数、宿泊日数を合算することができます。

なお、このような場合には、利用する全ての宿泊施設から宿泊証明書（別記様式第5号-1）を発行してもらう必要があります。

Q 1 - 7 合宿期間中に大会に参加する場合は対象となるか。

A 1 - 7

スポーツ大会への参加を目的として宿泊する場合は対象外となります。ただし、スポーツ大会の前後に合宿を実施する場合は、大会参加日数を除いた宿泊日数が対象となります。

ケース(1) 4泊5日の行程

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 1日目 合宿（宿泊） | 合宿による宿泊が4泊未満のため、補助対象外となります。 |
| 2日目 合宿（宿泊） | |
| 3日目 合宿（宿泊） | |
| 4日目 大会参加（宿泊） | |
| 5日目 帰宅 | |

ケース(2) 5泊6日の行程

| | |
|--------------|---|
| 1日目 合宿（宿泊） | 合宿による宿泊が4泊以上のため、補助対象となります。（補助金の対象となる宿泊日数は4泊） ※新潟県スポーツ合宿促進事業補助金交付要綱第3条第1項第4号で「4連泊以上宿泊する合宿」と規定していますが、本ケースのとおり途中で大会参加を含む行程の場合は、合宿に係る宿泊を通算して連泊として扱います。 ※ただし、同第6号で規定のとおり、宿泊日数から大会に参加した日数を除外して、補助金の対象となる宿泊日数を算定します。 |
| 2日目 合宿（宿泊） | |
| 3日目 合宿（宿泊） | |
| 4日目 大会参加（宿泊） | |
| 5日目 合宿（宿泊） | |
| 6日目 帰宅 | |

Q 1 - 8 合宿のための前泊は対象となるか。**A 1 - 8**

合宿を行うための前泊日の宿泊は対象となります。ただし、スポーツ大会への参加を目的とした前泊は対象外となります。

ケース(1) 4泊5日の行程

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 1日目 前泊 (宿泊) | 合宿を目的とした宿泊が4泊以上のため、補助対象となります。 |
| 2日目 合宿 (宿泊) | |
| 3日目 合宿 (宿泊) | |
| 4日目 合宿 (宿泊) | |
| 5日目 帰宅 | |

ケース(2) 5泊6日の行程

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 1日目 前泊 (宿泊) | 1日目及び2日目が合宿のための宿泊ではないため、補助対象外となります。 |
| 2日目 大会参加 (宿泊) | |
| 3日目 合宿 (宿泊) | |
| 4日目 合宿 (宿泊) | |
| 5日目 合宿 (宿泊) | |
| 6日目 帰宅 | |

Q 1 - 9 合宿期間中に参加人数が変動する場合、延べ宿泊日数はどのように数えるのか。**A 1 - 9**

ケース(1) 4泊5日の宿泊者数

| | |
|---------|---|
| 1泊目 10人 | 要件 ①4連泊以上…○ ②合宿参加人数が10人以上…○ ③延べ宿泊日数が40泊以上…× 3番目の要件を満たさないため、補助対象外となります。 |
| 2泊目 10人 | |
| 3泊目 10人 | |
| 4泊目 9人 | |

ケース(2) 5泊6日の宿泊者数

| | |
|---------|---|
| 1泊目 10人 | 要件 ①4連泊以上…○ ②合宿参加人数が10人以上…○ ③延べ宿泊日数が40泊以上…○ 要件を満たしているため、補助対象となります。 |
| 2泊目 10人 | |
| 3泊目 10人 | |
| 4泊目 10人 | |
| 5泊目 9人 | |

なお、ケース(2)の場合、補助金を算定するための延べ宿泊日数には、5日目の分も含むことができます。

Q 1 - 10 選手以外の監督、コーチの宿泊は対象となるか。また、少年スポーツ団体等の保護者の宿泊は対象となるか。

A 1 - 10

監督やコーチとして合宿に参加する方は対象となりますが、単に保護者として宿泊する場合は対象外となります。

合宿終了後に実績報告書（別記様式第5号）を提出する際、添付書類の参加者名簿には対象外となる方の名前を含めないでください。また、宿泊証明書（別記様式第5号-1）に対象外の人数が含まれている場合は、「うち対象外〇名」と記入してください。

Q 1 - 11 観光交流活動とはどのような活動が対象となるのか。

A 1 - 11

次のような活動のいずれかを実施した場合に対象となります。

- (1) 新潟県内の観光施設等の見学
- (2) 新潟県内の農林漁業体験やものづくり体験等への参加
- (3) 新潟県内で開催される祭り、イベント、ボランティア活動、レジャー体験等への参加
- (4) 新潟県内の学校若しくはスポーツ団体との交流試合又は地域住民を対象としたスポーツ教室等の実施

上記(1)の「観光施設等」については、合宿実施地域の自治体等の観光パンフレットに掲載されている施設や観光地を対象とします。（レストラン等の飲食施設は除く。）

なお、合宿地との往復途中や宿泊施設等との往復途中で、単に食事や休憩、土産物の購入を行うだけの場合は対象となりません。（飲食施設や高速道路のパーキングエリアなど。）

また、上記(1)から(3)を実施する場合、証拠書類として、観光交流活動に係る集合写真や活動中の写真で、活動の事実が確認できる写真数枚を提出してください。併せて、観光施設等への入場料、体験活動等の参加費などの領収書の写しを提出してください。（入場料・参加費等が発生しない場合を除く。）

上記(4)（交流試合やスポーツ教室等）を実施する場合、活動中の写真のほか、活動当日の実施要項やスケジュール等が分かる資料を提出してください。

観光交流活動には、原則として、参加者名簿に記載のある全員（補助対象者に限る。）の参加が必要であり、証拠書類も全員の参加状況が確認できるような書類をご提出ください。

2 申請について

Q2-1 申請受付期間はいつからいつまでか。

A2-1

令和4年5月16日（月）から令和5年2月7日（火）までとなります。

新潟県スポーツ合宿促進事業事務局に事前相談の上、合宿開始の前日までに申請を行ってください。

ただし、事業予算額を超える申込みがあった場合は申請受付期間内であっても受付を終了します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、補助事業の停止や補助の要件を変更する場合がありますので、事前に新潟県スポーツ合宿促進事業事務局への問合せやホームページ等でご確認ください。

Q2-2 申請受付は先着順か。

A2-2

申請書が届いたものから、順次、内容を審査した上で受付を行います。

ただし、申請書の記入内容の不備や添付書類の不足があった場合は、修正した申請書類や追加の添付書類等が提出された時点での受付とします。申請書類の修正や添付書類の追加等に対応できるように、期日に余裕を持って申請してください。

Q2-3 同一団体が合宿を複数回行う場合、それぞれの合宿について申請できるか。

A2-3

この補助金を利用できるのは、1年度当たり1団体1回までとなります。

なお、補助対象となる合宿の実施期間については、Q1-2をご覧ください。

Q2-4 交付決定後に、合宿の実施内容などの変更はできるか。

A2-4

交付決定後に、次のような変更を行う場合は、それぞれ必要な様式を提出してください。

(1) 宿泊人数や宿泊日数の変更により、補助金申請額が変更となる場合

→変更交付申請書（別記様式第2号）を提出してください。

ただし、補助金申請額が減額となる場合で、かつ減額の割合が変更前の交付決定額の20%以下の場合は申請書提出の必要はありません。

① 補助金申請額が増加する場合

[例] 変更前が20万円、変更後が21万円の場合（増額）

→ 変更交付申請書の提出が必要

② 補助金申請額が減少する場合

(ア) 変更前の交付決定額の20%を超えて減額をする場合

[例] 変更前が10万円、変更後が7万円の場合（30%の減額）

→ 変更交付申請書の提出が必要

(イ) 変更前の交付決定額の20%以下の減額をする場合

[例] 変更前が10万円、変更後が8万円の場合（20%の減額）

→ 変更交付申請書の提出は不要

(2) 補助金申請額を変更せず、次のような変更を行う場合

① 合宿実施期間を変更するとき

② 利用するスポーツ施設又は宿泊施設を変更するとき

③ 観光交流活動の実施内容を変更しようとするとき

→変更承認申請書（別記様式第2号）を提出してください。

Q2-5 交付決定後に、合宿を中止する場合はどうすればよいか。

A2-5

交付決定後に、合宿を中止しようとする場合は、合宿の中止承認申請書（別記様式第4号）を提出してください。

Q2-6 交付決定後に、新型コロナウイルスの感染拡大などにより合宿を中止した場合、宿泊施設のキャンセル料金は補助金の対象となるか。

A2-6

新型コロナウイルスの感染拡大のほか、災害等によりやむを得ず合宿を中止した場合であっても、宿泊施設のキャンセル料金は補助金の対象となりません。

Q 2 - 7 補助金振込口座を変更する場合はどうすればよいか。

A 2 - 7

「相手方登録申込書」を提出してください。変更後の口座名義が申請者と異なる場合は、委任状（別記様式第1号-2）を併せて提出してください。

3 申請等に伴う添付書類について

Q 3 - 1 委任状（別記様式第1号-2）はどのような場合に提出する必要があるか。

A 3 - 1

補助金交付申請書（別記様式第1号）の申請者（団体代表者氏名）と補助金振込口座の口座名義が異なる場合に提出してください。

【例】申請団体の団体名が「〇〇スポーツ部」、代表者職・氏名が「代表 新潟 太郎」の場合

ケース① 補助金振込口座名義の個人名と代表者氏名が一致する場合

口座名義「〇〇スポーツ部 新潟 太郎」 → 委任状は不要です。

※代表者氏名と口座名義の個人名が一致し、かつ団体の口座であることが確認できれば、代表者職の記載の有無は問いません。

ケース② 補助金振込口座名義の個人名が代表者氏名以外の場合

口座名義「〇〇スポーツ部 会計 越後 花子」 → 委任状が必要※です。

※口座名義の個人名が前の代表者等の場合は、委任状提出ではなく金融機関で名義変更してください。

ケース③ 補助金振込口座名義の団体名が申請団体名と異なる場合

口座名義「□□スポーツクラブ 会長 新潟 太郎」 → 委任状が必要です。

なお、補助金振込口座は原則として申請団体の口座を利用し、個人の口座は利用しないでください。（上記の場合、「新潟 太郎」や「越後 花子」の個人口座は利用しないでください。）

Q 3 - 2 添付書類等は紙を郵送で提出する必要があるか。

A 3 - 2

添付書類のうち、「写し」（コピーした書類）や「任意様式」とされているもの、「宿泊証明書（別記様式第5号-1）」など団体が紙で所有している書類については、スキャンデータやデジタルカメラで写真撮影した電子データを新潟県スポーツ合宿促進事業ホームページからのアップロード又は電子メールへのファイル添付により提出することができます。（ただし、記載内容等が判別できる状態であることが必要です。）

Q3-3 口座振込、クレジットカード等により支払ったために領収書等がない場合はどうすればよいか。

A3-3

振込が確認できる通帳の該当ページの写し、クレジットカードの利用明細など、支払を行ったことが分かる書類を添付してください。

金額しか確認できない場合は、上記のほか、宿泊施設等から請求明細書や支払証明書など、支出の内訳が分かる書類を発行してもらい、写しを添付してください。

Q3-4 合宿費用をまとめて旅行会社に支払うため、宿泊施設の領収書がもらえない場合はどうすればよいか。

A3-4

宿泊に要した費用が判別できれば、旅行会社が発行する領収書（必要に応じて明細書も添付）の提出で結構です。

ただし、この場合であっても宿泊証明書（別記様式第5号-1）の提出は必要となりますので、宿泊施設に記入を依頼してください。

新潟県スポーツ合宿促進事業の申請及び問合せ先

■ 新潟県スポーツ合宿促進事業事務局

〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通 1-3-8 明治安田生命ビル 1階
（株式会社日本旅行 新潟支店内）

電子メールアドレス：niigata_sports@nta.co.jp

電話：025-250-0276 FAX：025-248-6167

※問合せ対応時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとなります。
（ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。）

■ 新潟県スポーツ合宿促進事業ホームページ

（申請オンラインフォームはこちらから）

URL https://va.apollon.nta.co.jp/niigata_sports/